

令和8年度 福岡市中小企業組織化促進等事業補助金

公募要領

1 補助の目的

中小企業者の組織化や中小企業者の事業及び経営の支援などを行うことが本市の産業の高度化と中小企業者の健全な発展に資することから、組合等の設立や運営支援などを行うものに対して補助金を交付し、地域経済の発展に資することを目的とします。

2 補助対象団体の要件

補助金の交付対象は、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める連合会とします。

3 暴力団の排除

福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条の規定に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行います。

応募書類として提出される「役員名簿」に、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日を記載してください。

※ 役員名簿に記載された個人情報については、警察への照会にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

4 市税に係る徴収金を滞納していないことの確認

交付要綱第4条の規定に基づき、税務担当課に、市税等の課税状況及び納付状況についての照会を行います。

「市税の滞納がないことの確認するための同意書」を提出してください。

5 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、交付要綱第5条に定める事業とします。

6 事業計画の期間及び補助対象期間

事業計画の期間は、令和8年度の1年間とし、補助対象期間は、交付要綱第7条に定める通りとします。

7 補助金額

補助対象経費は、交付要綱第6条に定めるとおりとし、補助金の額は交付要綱第8条に定めるとおりとします。

8 申請受付

補助金は、1つの団体につき、1回の申請とします。

(1) スケジュール

令和8年4月2日（木）：公募開始（同日公表）

4月16日（木）：公募締め切り

(2) 申請方法

所定の申請書類を、福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経済政策課（〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 keizaiseisaku.EPB@city.fukuoka.lg.jp）まで、郵送、持参またはメールにより、1部提出してください。

なお、提出された書類は返却いたしません。

(3) 申請書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 団体の規約等
- ウ 役員名簿、会員名簿
- エ 事業実施計画書
- オ 事業収支予算書
- カ 市税の滞納がないことを確認するための同意書

9 審査

(1) 審査基準

- ア 本市産業の高度化と中小企業者の健全な発展及び地域経済の発展を目的としているか。
- イ 目的、事業内容について、具体性があるか。
- ウ 事業内容について、計画どおりの実現が可能か。

(2) 審査内容については、公表しません。

(3) 審査結果は、申請のあったすべての団体に通知します。

10 審査結果の通知

決定した補助対象者には、交付決定通知書により通知します。

11 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎて申請書類が提出された場合。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 破産法の適用を受ける場合や会社更生法の適用を申請する等、当該補助事業を遂行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が交付申請にあたり著しく信義に反する行為等があると認める場合。

12 その他

- (1) この公募要領については、公募期間中に福岡市ホームページにて公表するとともに、福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経済政策課にて配布いたします。
- (2) 交付決定を受けた団体は、福岡市補助金交付規則及び交付要綱を遵守することが必要です。これらの規則や交付要綱に違反した場合、交付決定の取り消しや補助金の全部または一部の返還を命ずることがあります。